

# 山口県報

平成24年  
12月4日  
(火曜日)

## 目 次

選挙告示

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において繰上投票を行う投票区及び投票の期日.....一

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長等の住所及び氏名.....一

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務の取扱い.....二

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙会、選挙分会及び審査分会の場所及び日時.....二

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式.....二

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式.....三

衆議院小選挙区選出議員選挙においてポスター掲示場への掲示を開始することができる日.....三

衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時.....三

衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時.....四

衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時.....四

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額.....四

衆議院議員選挙選挙長告示.....四

選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時(四件).....四

衆議院議員選挙選挙分会長告示.....四

選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時.....五

### 山口県選挙管理委員会告示第百十一号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、繰上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

市町名	投票区名	投票の期日
下関市	蓋井	平成二十四年十二月十五日
萩市	大島	
	相島	
見島第一	見島第一	
	見島第二	
防府市	野島	
岩国市	柱島	
柳井市	平郡第一	
	平郡第二	
熊毛郡上関町	八島	
	祝島	

### 山口県選挙管理委員会告示第百十二号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長並びにその職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

一 衆議院小選挙区選出議員選挙

選挙区名	住 所	氏 名	住 所	氏 名
山口県第一区	山口市泉町八番七号	上符 正顕	山口市江良二丁目三番一〇号	坂本 康一
山口県第二区	下関市長府黒門南町二番二三号	千葉潤一郎		
山口県第三区	岩国市美川町四馬神二二九三	有田 数士		
山口県第四区	宇部市大字東岐波三八三八の六	山田 節子		

二 衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区

住 所	氏 名	住 所	氏 名
山口市泉町八番七号	上符 正顕	岩国市美川町四馬神二二九三	有田 数士

三 最高裁判所裁判官国民審査

住 所	氏 名	住 所	氏 名
下関市長府黒門南町二番三三三三	千葉潤一郎	宇部市大字東岐波三八三八の六	山田 節子

山口県選挙管理委員会告示第百二十三号

平成二十四年十一月十六日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務は、山口県選挙管理委員会事務局において取り扱う。

平成二十四年十一月四日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

山口県選挙管理委員会告示第百十四号

平成二十四年十一月十六日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙会、選挙分会及び審査分会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十四年十一月四日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

一 衆議院小選挙区選出議員選挙

選挙区名	選挙会の場所	選挙会の日時
山口県第一区	山口市滝町一番一号	平成二十四年十一月十九日午前十時
山口県第二区	山口市滝町一番一号	
山口県第三区	山口県庁	
山口県第四区	山口県庁	

二 衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区

選挙分会の場所	選挙分会の日時
山口市滝町一番一号 山口県庁	平成二十四年十一月十九日午前十一時

三 最高裁判所裁判官国民審査

審査分会の場所	審査分会の日時
山口市滝町一番一号 山口県庁	平成二十四年十一月十九日午前十一時

山口県選挙管理委員会告示第百十五号

平成二十四年十一月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

平成二十四年十一月四日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

一 候補者が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙

第 46 回
衆議院小選挙区選挙ビラ
候補者
山口県第 区(番号)
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

二 候補者届出政党が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙

第 46 回
衆議院小選挙区選挙ビラ
候補者届出政党
山口県第 区(番号)
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

### 山口県選挙管理委員会告示第百十六号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

一 候補者が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙

第 46 回
衆議院小選挙区選挙ポスター
候補者届出政党
山口県第 区(番号)
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

### 山口県選挙管理委員会告示第百十七号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者がポスター掲示場への個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

開始期日 平成二十四年十二月四日

### 山口県選挙管理委員会告示第百十八号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 平成二十四年十二月四日午後六時三十分

山口県選挙管理委員会告示第百十九号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

一 衆議院小選挙区選出議員選挙

選挙区名	場 所	日 時
山口県第一区	山口市滝町一番一号 山口県庁	平成二十四年十二月四日午後五時三十分
山口県第二区		
山口県第三区		
山口県第四区		

二 衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区

場 所	日 時
山口市滝町一番一号 山口県庁	平成二十四年十二月七日午後一時

山口県選挙管理委員会告示第百二十号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 平成二十四年十二月四日午後七時三十分

山口県選挙管理委員会告示第百二十一号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

選挙区名	制 限 額
山口県第一区	一四、四八二、三〇〇円
山口県第二区	一三、六〇五、一〇〇円
山口県第三区	一三、一九六、六〇〇円
山口県第四区	一三、〇五八、八〇〇円

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第一区選挙長告示第一号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第一区選挙長 上符正顕

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 平成二十四年十二月十四日午前十時

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第二区選挙長告示第一号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第二区選挙長 千葉潤一郎

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 平成二十四年十二月十四日午前十時

**衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第三区選挙長告示第一号**

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第三区選挙長 有田数士

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 平成二十四年十二月十四日午前十時

**衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第四区選挙長告示第一号**

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第四区選挙長 山田節子

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 平成二十四年十二月十四日午前十時

**衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙分会長告示第一号**

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超えた場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙分会長 上符正顕

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁  
二 日時 平成二十四年十二月十四日午前十時

平成二十四年十二月四日印刷

発行人所

山口県知事庁